

イメージキャラクター「起き上がり五郎」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、イメージキャラクター「起き上がり五郎」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 使用できるデザインは、別紙によるものとする。

(使用の範囲)

第3条 キャラクターについては、福島県が発注する工事現場等において使用できるものとし、受注業者等から申請等の手続きを要さず使用できるものとする。また、福島県内の地方公共団体が工事現場等で使用する場合についても、申請等の手続きを要さず使用できるものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (3) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。

2 キャラクターを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(免責)

第6条 キャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、福島県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、福島県会津若松建設事務所企画調査課長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

福島県「起き上がり五郎」
キャラクターデザインマニュアル
「起き上がり五郎」



〈使用条件〉

- 1 たて・よこ比率を変えて使用することは禁止する。
- 2 指定したデザインカラー以外の色を使用することは禁止する。
- 3 『文字入れ（プラカード）』の枠内は、自由に文字を記載することを可能とする。
- 4 『誘導案内（矢印）』については、付属オプションのため、これに寄らずその他のデザインや表示内容にすることを可能とし、かつ、表示位置も自由に設置することを可能とする。